

地域型保育事業の 認可基準について

平成26年3月25日(火)

松戸市 子育て支援課

1. 地域型保育事業の概要

○ 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることとしている。

◇小規模保育(利用定員6人以上19人以下)

…比較的小規模なで家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施

◇家庭的保育(利用定員5人以下)

…家庭的な雰囲気の下、少人数を対象にきめ細かな保育を実施

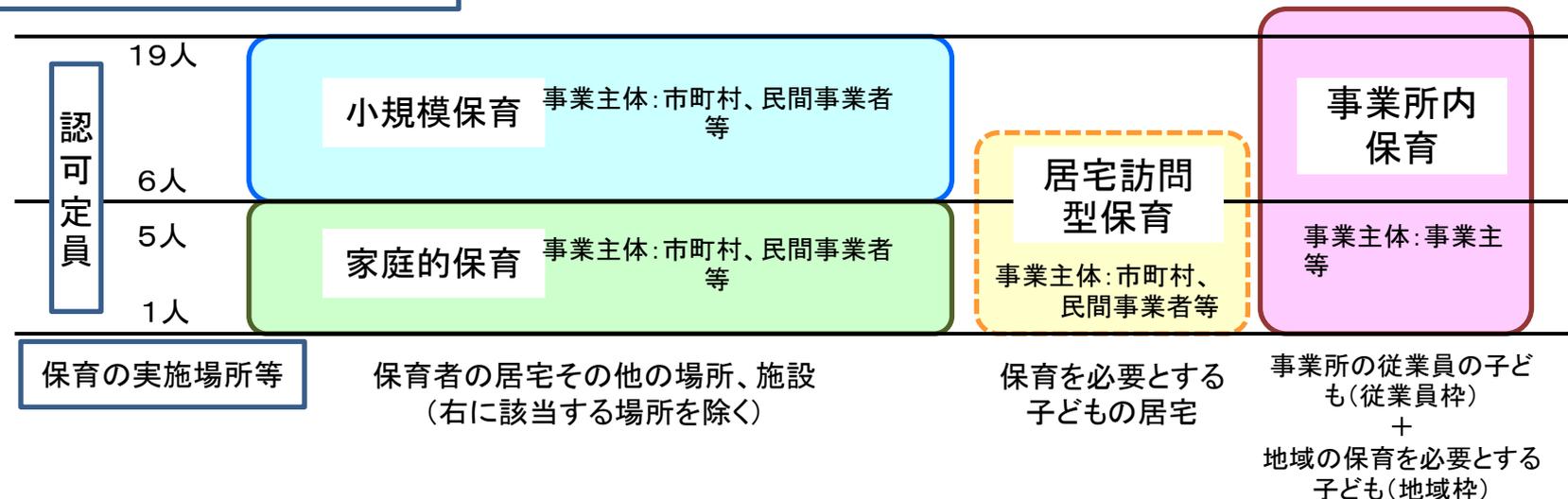
◇居宅訪問型保育

…保護者・子どもが住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施

◇事業所内保育

…企業等が主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供

地域型保育事業の位置付け



○各事業の特徴

	家庭的保育事業	小規模保育事業	事業所保育事業	居宅訪問型保育事業
形態	・家庭的な雰囲気の中で、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施	・比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施	・企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施	・住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施
規模	・少人数(現行は家庭的保育者1人につき、子ども3人) ※家庭的保育補助者がいる場合は子ども5人まで	・6～19人まで	・様々(数人～数十人程度)	・1対1が基本
場所	・家庭的保育者の居宅その他様々なスペース	・多様なスペース	・事業所その他様々なスペース	・利用する保護者・子どもの居室

《概要》

- 地域型保育事業では、保育需要の増大に機動的に対応できるよう、客観的な認可基準に適合することを求め、
 - ①社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める。
 - ②その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、市町村が認可するものとする。
こととしている(保育所に関する認可制度と同様)。
- 地域型保育事業の認可基準は、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例として策定する必要がある。
- 国が定める基準については、
 - ア「職員の資格、員数」、「乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの」については、「従うべき基準」とする。
 - イ それ以外の事項については、「参酌すべき基準」とする。
特に、「保育室及びその面積(面積基準)」については、地域の実情に応じて、公的空間等の活用を図るため、保育所等とは異なり「参酌すべき基準」となる。
- 地域型保事業については、現行の類似の事業や地域の実情を踏まえつつ、それぞれの特性に応じた基準を新たに設定することが必要であり、地域型保育事業の実態調査等を踏まえ、検討を進める。

2. 地域型保育事業の認可基準について

①職員数・資格要件（従うべき基準）

【職員数】

		国基準	市基準(案)
家庭的保育事業		0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)	国の基準どおり
小規模保育事業	A型	0歳児 3:1	
	B型	1～2歳児 6:1 +1名	
	C型	0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)	
事業所内保育事業	定員19名以下	0歳児 3:1 1～2歳児 6:1 +1名	
	定員20名以上	0歳児 3:1 1～2歳児 6:1	
居宅訪問型保育事業		0～2歳児 1:1	

①職員数・資格要件（従うべき基準）

【資格要件】

		国基準	市基準(案)
家庭的保育事業		家庭的保育者(+家庭的保育補助者) ※1	原則、必要な研修を修了した保育士。 例外として、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者で、必要な研修を修了した者。
小規模保育事業	A型	保育士 ※2	国の基準どおり
	B型	保育士 1/2以上 ※2	
	C型	家庭的保育者(+家庭的保育補助者)	家庭的保育者のうち、1人は保育士資格又は幼稚園教諭免許を有するものとする。
事業所内保育事業	定員19名以下	上記 A型・B型と同様	国の基準どおり
	定員20名以上	保育士 ※3 (保育所と同様)	千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例と同様
居宅訪問型保育事業		必要な研修を修了した保育士、又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	原則、必要な研修を修了した保育士。 例外として、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者で、必要な研修を修了した者。

※1 市町村長が行う研修を修了した保育士、又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めるもの

※2 0～2歳児4名以上受入れる場合、保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可

※3 0歳児6名以上受入れる場合、保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可

②設備・面積基準（参酌基準）

【居室の設備・面積基準】

		国基準	市基準(案)
家庭的保育事業		保育を行う専用居室（1人3.3㎡）	国の基準どおり
小規模保育事業	A型	0,1歳児 乳児室またはほふく室（1人3.3㎡）	
	B型	2歳児 保育室（1人1.98㎡）	
	C型	0,1歳児 乳児室またはほふく室 2歳児 保育室（1人3.3㎡）	
事業所内保育事業	定員19名以下	0,1歳児 乳児室またはほふく室 2歳児 保育室（小規模A型、B型と同様）	
	定員20名以上	0,1歳児 乳児室またはほふく室 2歳児 保育室（保育所と同様）	千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例と同様
居宅訪問型保育事業		事業の特性を踏まえ、設けない。	国の基準どおり

【屋外遊技場の設備・面積基準】

		国基準	市基準(案)
家庭的保育事業		同一敷地内の適当な広さの庭 2歳児（1人3.3㎡）	国の基準どおり
小規模保育事業	A型	屋外遊戯場(付近の代替地も可) 2歳児（1人3.3㎡）	
	B型		
	C型		
事業所内保育事業	定員20名以上	屋外遊戯場(付近の代替地も可) 2歳児（1人3.3㎡）	
	定員19名以下		
居宅訪問型保育事業		事業の特性を踏まえ、設けない。	

③給食

		国基準	市基準(案)
家庭的保育事業		自園調理(調理業務の委託可) ※1 調理設備 調理員(保育を行う子どもが3人以下の場合、家庭的保育補助者で対応可) ※2	国の基準どおり
小規模保育事業	A型	自園調理(調理業務の委託可) ※1 連携施設等からの搬入可(社会福祉施設、病院含む) 調理設備 調理員 ※2	
	B型		
	C型		
事業所内保育事業	定員19名以下	自園調理(調理業務の委託可) ※1 連携施設等からの搬入可(社会福祉施設、病院含む) 調理設備(19人以下)、調理室(20人以上) 調理員 ※2	
	定員20名以上		
居宅訪問型保育事業		保育者による調理及び食事の提供は行わないことを基本	

※1 現在、自園調理を行っていない事業から移行する場合は、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度待つまでの間に体制を整える前提で、経過措置あり。

※2 連携施設等からの搬入を行う場合、不要。

④耐火基準（参酌基準）

		国基準	市基準(案)
家庭的保育事業		建築基準法、消防法の一般規則等を踏まえることを基本とし、上乗せ規制なし。 ※更に検討	国の基準どおり
小規模保育事業	A型	建築基準法、消防法の一般規則等を踏まえることを基本とし、上乗せ規制あり。 ※更に検討 ※保育所に準じた上乗せ規制(保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準耐火建築物) (注)①消火器等の消火器具 ②非常警報器具 ③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備	
	B型		
	C型		
事業所内保育事業	定員19名以下 定員20名以上	小規模事業を踏まえ、検討	
居宅訪問型保育事業		—	

⑤連携施設等（従うべき基準）

●国の対応方針

・家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者を除く）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な保育が継続的に提供されるよう、以下に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

- ①集団保育を体験させるための機会の設定
- ②保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援
- ③必要に応じて、代替保育を提供
- ④卒園後の受け皿

		国基準	市基準(案)
家庭的保育事業		連携施設の設定が必要 ※1	国の基準どおり
小規模保育事業	A型		
	B型		
	C型		
事業所内保育事業	定員19名以下		
	定員20名以上		
居宅訪問型保育事業		連携施設の設定は一律には求めない ※2	

※1 更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、第1期の市町村事業計画の終期（平成31年度末）までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる（経過措置）。

※2 障害や疾病のある子どもの個別ケアを行う場合には、それに関するバックアップ等の形で、必ず設定を求めていくことを基本とする。

《 参 考 》

【保育内容の支援について】

	連携内容(例)
給食に関する支援	<p>I 小規模保育の給食が連携施設から搬入の場合</p> <ul style="list-style-type: none">・献立作成・給食の調理・搬入・個別対応(離乳食対応、アレルギー児対応、体調不良児対応等) <p>※連携施設からの搬入を行う場合、献立作成を含めた給食調理、搬入方法、費用負担に係る取り決め、契約が必要</p> <p>II 小規模保育の給食が自園調理の場合</p> <ul style="list-style-type: none">・基本的には対応不要。必要に応じて献立作成、個別対応等に関するアドバイスを行うこともできる。・ただし、小規模保育の調理員の急な病休等で小規模保育から求めがある場合には、当該教育・保育施設の運営に支障のない範囲で協力する。
嘱託医(健康診断)	<p>I 小規模保育では嘱託医を別途委嘱する場合</p> <ul style="list-style-type: none">・基本的には対応不要。 <p>II 連携施設と小規模保育で同一の嘱託医に委嘱する場合</p> <ul style="list-style-type: none">・必要に応じ、連携施設と小規模の合同で健康診断を行う。
園庭開放	<p>小規模から求めがある場合、当該連携施設の運営に支障のない範囲で園丁を解放する。</p> <p>※小規模保育事業における屋外遊技場があまり広くない場合、定期的な利用(例えば月数回、週1回など)に対応し、2歳児の運動遊びなどを通じた健康増進を支援</p>
合同保育	<p>小規模保育から求めがある場合、当該連携施設の運営に支障のない範囲で合同による保育を行う。</p> <p>※特に集団保育の必要性が生じてくる2歳児については、保育のグループ単位が小さくなりがちなことから、定期的な合同保育の場により、集団保育の機会の確保。この集団保育が、3歳児からの円滑な集団保育にもつながる。</p> <p>※このほか、発達障害など発達に遅れのある可能性がある子どもの早期発見、適切な保護者・家庭支援について、連携施設におけるノウハウ等を活用し、連携先において適切な助言・相談が可能。</p>
後方支援	<p>小規模保育の保育士等の急な病休等で小規模保育から求めがある場合には、当該連携施設の運営に支障のない範囲で協力する。</p> <p>※その他、小規模保育の保育従事者が研修を受講するために必要な代替職員についても同様。</p>
行事への参加	<p>小規模保育からの求めがある場合、当該連携施設の運営に支障のない範囲で協力する。</p> <p>※行事規模が大きい方が参加する子どもにとっても望ましいのではないかと。</p>

《 参 考 》

【卒園後の受け皿について】

連携先	取扱いの方法(例)
幼稚園	<ul style="list-style-type: none">●連携施設である旨を明示。●1号の利用定員の設定において、特定の小規模保育等からの優先的利用枠を設定する。この範囲を基本として、入園選考時に優先的に取扱うことを予め当該幼稚園が明示することにより、透明性を確保しつつ、特定の小規模保育等からの入園希望者に応じた最終的な優先利用枠を設定し、優先的に入園させる(3歳から新規に1号認定を受けて入園を希望する者と比較して)。<ul style="list-style-type: none">※2号認定を受けて1号定員の範囲内で幼稚園を利用する場合も同様。
保育所	<ul style="list-style-type: none">●連携施設である旨を明示。●2号の利用定員の設定において、特定の小規模保育等からの優先的利用枠を設定する。この範囲を基本として、入園選考時に優先的に取扱うことを予め市町村が明示することにより、透明性を確保しつつ、特定の小規模保育等からの入所希望者に応じた最終的な優先利用枠を設定し、優先的に入所させる(3歳からの新規入所希望者と比較して)。<ul style="list-style-type: none">※当該保育所内の3歳未満児からの持ち上がりは、当然、最優先。※0～2歳児のみを受け入れる乳児保育所に関しても、同様の連携施設の設定を可能とする。
認定こども園	<ul style="list-style-type: none">●連携施設である旨を明示。●1号及び2号の利用定員の設定において、特定の小規模保育等からの優先的利用枠を設定する。この範囲を基本として、入園選考又は利用調整の際に優先的に取扱うことを予め当該認定こども園及び市町村が明示することにより、透明性を確保しつつ、特定の小規模保育等からの入園・入所希望者に応じた最終的な優先利用枠を設定し、優先的に入所させる(幼稚園、保育所と同様)。<ul style="list-style-type: none">※当該認定こども園内の3歳未満児(利用定員を設けている場合)からの持ち上がりは、当然、最優先。

⑥事業所内保育事業における地域枠の子どもの受け入れについて

●国の対応方針

事業所内保育事業の地域枠に関しては、国として示す全国的な基準としては、全体の規模に応じて一定数の地域枠に固定する形とした上で、それぞれの地域における保育事情等を考慮し、市町村がより緩やかな地域枠を設けることができる仕組みとする。

また、年度の途中に従業員の子どもが利用ができず、復職の支援の妨げとならないよう、定員弾力化によって柔軟な受入が可能となるよう、配慮を行うこととする。

・事業所内保育事業を行う者は右表の定員区分に応じて、それぞれ、その他の乳児又は幼児の数を踏まえて市町村が定める幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。

定員区分		国基準 (地域枠の定員)	市基準(案)
1名～10名	1名～5名	1名	国の基準どおり
	6名・7名	2名	
	8名～10名	3名	
11名～20名	11名～15名	4名	
	16名～20名	5名	
21名～30名	21名～25名	6名	
	26名～30名	7名	
31名～40名		10名	
41名～50名		12名	
51名～60名		15名	
61名～70名		20名	
71名以上		20名	